

(公印・契印省略)

総政企第 253 号
令和 8 年 9 月 18 日

統計委員会委員長
津 谷 典 子 殿

総務大臣
藤井 比早之

諮問第 213 号
日本標準職業分類の変更について（諮問）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準を別紙のとおり変更するに当たり、同法第 28 条第 2 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

日本標準職業分類（第6回改定） （案）

第1 一般原則

1 日本標準職業分類の位置付けと役割

日本標準職業分類（以下「職業分類」という。）は、我が国の公的統計の作成に際し、統計調査及び行政記録情報等から得られた職業情報を分類・集計するための体系であり、また、職業別に表示を行う統計相互の比較可能性を確保する観点から、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が設定するものである。

この職業分類を使用して職業別に表示を行う公的統計は、例えば次に掲げるものが想定される。

- （1） 生産活動に投入される労働力に関する統計
財・サービス需要の変化に伴い必要となる労働力の変化を予測するなど、生産活動と職業との関係の分析に用いられる。
- （2） 賃金、就労状況に関する統計
世帯における就業者の状況や、職業別の賃金水準の変化等の分析に用いられる。
- （3） 教育・訓練に関する統計
学校教育修了後の進路状況や職業別の職業訓練の実態など、教育や訓練と職業との関係の分析に用いられる。
- （4） 労働条件・労働環境に関する統計
労働時間、労働契約の形態、労働災害の発生状況などと職業との関係の分析に用いられる。
- （5） 生活実態に関する統計
生活状況や社会活動などと職業との関係の分析に用いられる。

職業分類は、こうした職業別に表示される統計へのニーズを十分に考慮しつつ、統計実務において不可欠である標準的な分類体系を提供することによって、総合的な品質の高い公的統計の作成とその利用の推進を図ることを目的に設定された。

このため、個人が行う各種のいわゆる仕事について、その内容に着目した分類の客観的かつ体系的な設定が必要であるが、仕事という語は必ずしも意味するところが明らかではないため、その内容の分析に当たっては、国際標準職業分類も参照しつつ、「課業」及びそのまとまりである「職務」による階層的な観点を導入した。そして、市場に向け財又はサービスの生産と供給を行うために労働力を要する経済活動の主体が、対価としての報酬を約束して、労働者たる個人に遂行を要求する職務を対象に、主に課業の類似性によって、公的統

計の作成と利用における有用性の確保に留意し、職業の分類体系を３段階の階層で構築した。

なお、個人や世帯内部の需要のための行為は、たとえ一般に仕事と表現され得るものであっても、職業分類の対象に含まない。また、強制された行為、違法行為及び公序良俗に反する行為も含まない。

また、職業分類は、上述のとおり、報酬を伴う職務を対象に構築しているが、それらと同様の職務について、個人が報酬を辞退する場合や、家族経営の場合など報酬の発生が必ずしも明確ではない場合にも活用することができる。個人事業主等については、経済活動の主体としての個人が自分自身に職務の遂行を要求するものとみなして適用される。

2 用語の定義

職業分類に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 課業
個々の作業や任務をいう。
- (2) 職務
一つの経済単位（主に経済活動を行う法人、個人事業主）のために一人の人が遂行する課業のまとまりをいう（注１）。
- (3) 職業
主な課業の類似性によって特徴付けられる職務の集合をいう。
- (4) 報酬
職務の遂行への対価として受けるものをいう。賃金、給料、利潤（個人事業主）、その他名目のいかんを問わず、通貨以外のものを含む（注２）。
- (5) (1) から (4) までに定めるもののほか、この職業分類において使用する用語は統計法において使用する用語の例による。

(注１) 日常会話等において仕事という語は広義に用いられ、改定前の職業分類（平成 21 年総務省告示第 555 号）においては、「仕事」の語を「職務」の意味を主としつつ、より広義の意味でも用いていたが、今回の改定にいう「職務」では、職業分類についての説明をより明確化するため、より狭義の「課業」等を定義し用いることとし、「仕事」の用語は定義していない。

(注２) １で述べた職業分類の位置付けや職務等の用語の定義に鑑み、例えば次のような収入等は、報酬に当たらないことに留意する必要がある。

ア 自己所有の資産によって生み出された収入等

- ・ 利子、株式配当、不動産収入（物件を自主管理しない場合）等の財産収入
- ・ 不動産、有価証券等の資産の売却による収入又は差益

イ その他、職業分類の位置付けや根拠法令等に鑑み、職務遂行に該当しない行為

によって生み出された収入等

- ・ 小遣い、仕送り金等
- ・ 競馬、競輪、競艇、パチンコ等の配当又は景品
- ・ 恩給法（大正 12 年法律第 48 号）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）等の社会保障制度に基づく収入又はその他の年金収入

3 分類項目の設定方法

職業分類の設定に当たっては、報酬を伴う職務又は報酬を目的とする職務を対象に、課業の類似性、従事する人数等により、そのまとまりが社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して分類項目を定めた。

この考慮すべき課業の類似性の基準は、次のとおりとする。

- （１） 課業の遂行に必要とされる知識又は技能
- （２） 課業の遂行によって達成される目的
- （３） 事業所又はその他の組織の中で果たす役割
- （４） 生産される財・サービスの種類

なお、（１）の基準を判断する際は、使用する道具、機械器具又は設備の種類や、公的資格又は免許の種類を具体の指標とし、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練を必要とするかも併せて考慮した。

4 職業分類の分類表の構成及び分類符号

- （１） 職業分類の構成

職業分類は、大分類、中分類及び小分類の３段階の階層で構成している。

大分類の分類項目の名称及び各分類の項目数は、次の表のとおりである。

大分類	中分類	小分類
A－管理的職業従事者	4	9
B－研究者、技術者	6	25
C－保健医療・社会福祉専門職業従事者	5	26
D－法務・経営・教育等専門職業従事者	5	23
E－文化・芸術等従事者	7	23
F－事務従事者	10	24
G－販売・営業従事者	3	19
H－サービス従事者	9	39
I－保安従事者	3	11
J－農林漁業従事者	3	12
K－生産工程従事者	8	47
L－輸送・機械運転従事者	5	20
M－建設・土木・採掘従事者	4	16
N－運搬・清掃・包装等従事者	4	19
O－分類不能の職業	1	1
(計) 15	77	314

(2) 職業分類の分類符号

職業分類の分類符号の表記は、次のとおりとする。

ア 大分類符号は、アルファベット大文字で表記する。

イ 中分類符号は、大分類符号がAの大分類から始まる2桁の数字の一連の通し番号で表記する（ただし、大分類O－分類不能の職業を除く。）。

ウ 小分類符号は、3桁の数字で表記し、その上位2桁までは中分類符号を表す。

エ 小分類符号のうち上から3桁目の数字は、1から9までの数字による十進法に準じた表記とし、その数字が9のものは、その項目が他に分類されない雑分類項目であることを表す。

5 職業分類の適用単位

職業分類は、一人の人を単位とし、その遂行する職務を通じて、適用する。

6 職業分類の適用方法

職業分類の適用に当たっては、2における課業、職務及び職業の定義や、3における分類項目の設定方法を踏まえ、個人が単一の分類項目に該当する職務に従事している場合は、次

に定める場合を除き、その分類項目を適用する。次に定める場合に該当するときは、それぞれ当該定めるところによる。

(1) 職務が複数の分類項目に該当する場合

複数の分類項目に該当する職務に従事している個人に対し、一つの分類項目を適用する場合は、次の原則による。

ア 複数の勤務先で、異なる分類項目に該当する職務に従事している場合

- (ア) 報酬の最も多い分類項目による（注3）。
- (イ) (ア)により難い場合は、就業時間の最も長い分類項目による（注3）。
- (ウ) (ア)及び(イ)により難い場合は、調査時点の直近に従事した職務による。

イ 一つの勤務先で、異なる分類項目に該当する職務に従事している場合（注4）

- (ア) 就業時間の最も長い分類項目による（注3）。

（注3） 報酬又は就業時間により一つの分類項目を適用する場合は、報酬又は就業時間を職務の内容に応じて大分類ごとに集計し、その合計が最多又は最長となる大分類を選択する。次に、当該大分類の中で同様の基準により中分類及び小分類を適用する。

（注4） 経営・管理以外の職務に直接従事する事業主、店長、支配人又は管理職員であって、経営・管理の職務も行っている場合は、本項の「複数の分類項目に該当する場合」に当たる。

- (イ) (ア)により難い場合は以下による。

a 複数の大分類項目にまたがる場合

財・サービスの生産に直接関わる職業を優先し、それ以外の職業は職務を遂行するために長期間の教育、訓練、研修等を行う必要があるものを優先するという観点から、次の大分類項目の順位による（注5～7）。

- (a) 財・サービスの生産に直接関わる職業（注5）

H－サービス従事者

I－保安従事者

J－農林漁業従事者

K－生産工程従事者

M－建設・土木・採掘従事者

N－運搬・清掃・包装等従事者

- (b) (a)以外の職業（注6及び7）

B－研究者、技術者

C－保健医療・社会福祉専門職業従事者

D－法務・経営・教育等専門職業従事者

E－文化・芸術等従事者

L－輸送・機械運転従事者

G－販売・営業従事者

A－管理的職業従事者

F－事務従事者

(注5) いずれも財・サービスの生産に直接関わるものであるため、これらの大分類間の優先順位はないものとする。

(注6) (b)の大分類の職業は、財・サービスの生産活動を支援し、又は生産された財を流通させる職務を担うものであり、生産活動との関わりが(a)の職業より間接的であるため、優先順位が(a)に劣後するものとする。

(注7) (b)のうち、大分類符号がBからEまでの職業は、それぞれ必要とされる教育や訓練の性質が異なるものであるため、これらの大分類間の優先順位はないものとする。

b 一つの大分類内の複数の分類項目に該当する場合

該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。

(2) 資格及び見習い等の取扱い

ア 公的資格又はこれに準じた資格を要件とする職務については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。ただし、会計士補については、公認会計士の分類項目を適用する。

こうした職務に関する無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格の本務者と同じ内容の職務はできず、異なる職務を行っているものとみなし、有資格の本務者とは別の職務の内容に即した分類項目を適用する。

イ 公的資格又はこれに準じた資格を要件としない職務であって無資格の見習い、助手、補助者等が行う職務については、その内容が本務者のものと実質的に同じ場合には、本務者と同じ分類項目を適用し、その内容が本務者の一部の職務に限定されるか本務者のものと異なる場合には、その内容に即した分類項目を適用する。

(3) その他の特殊な取扱い

ア それぞれの職業の一般従事者と同じ職務に従事する傍ら管理的な性質の職務にも従事している職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者等の職務は、当該一般従事者の職務に応じて分類項目を適用する。ただし、6(1)イの基準に照らして、大分類A－管理的職業従事者、大分類B－研究者、技術者、大分類C－保健医療・

社会福祉専門職業従事者、大分類D－法務・経営・教育等専門職業従事者又は大分類E－文化・芸術等従事者に該当するものは、それぞれの大分類の分類項目を適用するものとする。

イ 研究所長等の特例

研究所長、病院長、診療所長、歯科診療所長、歯科医院長及び校長は、職務の内容のいかんにかかわらず、それぞれ大分類B－研究者、技術者、大分類C－保健医療・社会福祉専門職業従事者又は大分類D－法務・経営・教育等専門職業従事者の該当する分類項目を適用するものとする。

また、大学における研究者、医師及び歯科医師については、研究、診療等の職務を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員の分類項目を適用するものとする。

ウ 裁判所長等の特例

裁判所長、検事総長、検事長、検事正、公正取引委員会審査長、国税不服審判所長、海難審判所長及び特許庁審判長は、職務の内容のいかんにかかわらず、それぞれ大分類D－法務・経営・教育等専門職業従事者の該当する分類項目を適用するものとする。

エ 保安従事者の特例

自衛官、警察官、海上保安官、刑務官又は消防員として任用されている者は、職務の内容のいかんにかかわらず、それぞれ自衛官、警察官、海上保安官、刑務官又は消防員の分類項目を適用するものとする。

第2 留意事項

- (1) この職業分類は、統計調査により作成する公的統計については、この告示の施行の日以後に実施する統計調査に係るものに適用する。また、統計調査以外の方法により作成する公的統計については、同日以後に作成を開始する統計に係るものに適用する。ただし、この職業分類によることができないやむを得ない理由があるときは、この職業分類と異なる分類を使用することができる。この場合においては、当該使用した分類を明示するものとする。
- (2) 職業分類は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び職務の期間や継続性とは独立したものであるため、統計調査等ごとに職務の対象期間・時点や継続性を指定した上で、利用する必要がある。
- (3) 職業分類の適用に当たっては、統計の作成目的等に応じて、分類表の一部の分類項目のみを使用することのほか、以下に示す範囲で、細分類項目を設定すること、分類項目の集約又は分割を行うことができる。
 - ア 細分類項目は、小分類項目との整合性を確保して設定する必要がある。
 - イ 中分類項目に関して、当該項目に含まれる小分類項目の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた大分類項目内に新たな中分類項目を設定すること、及び同一大分類項目内の複数の中分類項目を集約して、当該大分類項目内に新たな中分類項目を設定することができる。
 - ウ 小分類項目に関して、当該項目を任意の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた中分類項目内に新たな小分類項目を設定すること、及び同一中分類項目内の複数の小分類項目を集約して、当該中分類項目内に新たな小分類項目を設定することができる。
 - エ イ及びウにより分類項目を分割又は集約する場合、分割することによって新設した分類項目を他の分類項目と集約すること、又は集約することによって新設した分類項目を分割することは、職業分類の体系性を損なうおそれがあることから、これらを行う場合は、職業分類を適用するものとはみなさない。

第3 分類項目表

大 分 類 項 目 表

大分類 A 管理的職業従事者

大分類 B 研究者、技術者

大分類 C 保健医療・社会福祉専門職業従事者

大分類 D 法務・経営・教育等専門職業従事者

大分類 E 文化・芸術等従事者

大分類 F 事務従事者

大分類 G 販売・営業従事者

大分類 H サービス従事者

大分類 I 保安従事者

大分類 J 農林漁業従事者

大分類 K 生産工程従事者

大分類 L 輸送・機械運転従事者

大分類 M 建設・土木・採掘従事者

大分類 N 運搬・清掃・包装等従事者

大分類 O 分類不能の職業

大・中・小分類項目表

大分類 A－管理的職業従事者

中分類 01 議会議員、管理的公務員

小分類

番 号

011 議会議員

012 管理的公務員

中分類 02 法人・団体役員

021 会社役員

022 独立行政法人等役員

029 その他の法人・団体役員

中分類 03 法人・団体管理職員

031 会社管理職員

032 独立行政法人等管理職員

039 その他の法人・団体管理職員

中分類 04 個人事業経営・管理者

041 個人事業経営・管理者

大分類 B－研究者、技術者

中分類 05 研究者

小分類

番 号

051 自然科学系研究者

052 人文・社会科学系等研究者

中分類 06 農林水産技術者

061 農林水産技術者

中分類 07 製造技術者

071 食品技術者

072 電気・電子・電気通信技術者

073 機械技術者

074 自動車技術者

075 輸送用機器技術者（自動車を除く）

076 金属技術者

077 化学技術者

079 その他の製造技術者

中分類 08 建築・土木・測量技術者

081 建築技術者

082 土木技術者

083 測量技術者

中分類 09 情報処理・通信技術者

091 システムコンサルタント

092 プロジェクトマネージャー

093 システム設計・開発・保守技術者

094 プログラマー

095 I Tインフラエンジニア

096 セキュリティエンジニア

097 システム運用管理者

098 I Tヘルプデスク

099 その他の情報処理・通信技術者

中分類 10 その他の技術者

101 通信機器操作技術者

109 他に分類されない技術者

大分類 C－保健医療・社会福祉専門職業従事者

中分類 11 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師

小分類

番号

- 111 医師
- 112 歯科医師
- 113 獣医師
- 114 薬剤師

中分類 12 保健指導・看護従事者

- 121 保健師
- 122 助産師
- 123 看護師
- 124 歯科衛生士
- 125 愛玩動物看護師

中分類 13 医療技師

- 131 診療放射線技師
- 132 臨床工学技士
- 133 臨床検査技師
- 134 理学療法士、作業療法士
- 135 視能訓練士、言語聴覚士
- 136 歯科技工士

中分類 14 その他の保健医療専門職業従事者

- 141 管理栄養士
- 142 栄養士
- 143 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
- 144 心理カウンセラー
- 149 他に分類されない保健医療専門職業従事者

中分類 15 社会福祉専門職業従事者

- 151 社会福祉施設管理者
- 152 保育士

- 153 介護支援専門員（ケアマネジャー）
- 154 精神保健福祉士
- 155 福祉相談・指導員
- 159 その他の社会福祉専門職業従事者

大分類 D－法務・経営・教育等専門職業従事者

中分類 16 法務専門職業従事者

小分類

番 号

- 161 裁判官
- 162 検察官
- 163 弁護士
- 164 弁理士
- 165 司法書士
- 166 行政書士
- 169 その他の法務専門職業従事者

中分類 17 経営・金融・保険専門職業従事者

- 171 公認会計士
- 172 税理士
- 173 社会保険労務士
- 174 金融・保険専門職業従事者
- 179 その他の経営・金融・保険専門職業従事者

中分類 18 教員（初等中等教育）

- 181 幼稚園教員
- 182 認定こども園保育教諭
- 183 小学校教員
- 184 中学校教員
- 185 義務教育学校教員
- 186 高等学校教員
- 187 中等教育学校教員
- 188 特別支援学校教員

中分類 19 教員（高等教育）

- 191 高等専門学校教員
- 192 大学教員

中分類 20 その他の教員

209 他に分類されない教員

大分類 E－文化・芸術等従事者

中分類 21 宗教家

小分類

番 号

211 宗教家

中分類 22 著述家、記者、編集者

221 著述家

222 記者、編集者

中分類 23 美術家、デザイナー、写真家、映像・動画制作者

231 彫刻家、工芸美術家

232 画家、書家、漫画家

233 デザイナー

234 写真家

235 映像・動画制作者

中分類 24 音楽家、舞台芸術家、演者、競技者

241 音楽家

242 舞踊家

243 俳優、声優、アナウンサー

244 演出家、プロデューサー

245 演芸家

246 職業競技従事者

中分類 25 図書館司書、学芸員

251 図書館司書

252 学芸員

中分類 26 個人教師

261 学習指導個人教師

262 音楽指導個人教師

263 芸術等指導個人教師

264 運動・競技指導個人教師

269 その他の個人教師

中分類 27 その他の文化・芸術等従事者

271 通訳

279 他に分類されない文化・芸術等従事者

大分類 F－事務従事者

中分類 28 総務事務従事者

小分類

番号

- 281 総務事務員
- 282 人事事務員
- 283 企画事務員
- 289 その他の総務事務従事者

中分類 29 受付、秘書、コールセンター等事務従事者

- 291 受付・案内事務員
- 292 秘書
- 293 コールセンター等事務員

中分類 30 会計事務従事者

- 301 会計事務員

中分類 31 事務用機器操作員

- 311 データ入力操作員
- 319 その他の事務用機器操作員

中分類 32 生産関連事務従事者

- 321 生産工程・建設・土木事務員
- 322 物流事務員

中分類 33 運輸・郵便事務従事者

- 331 旅客・貨物係事務員
- 332 運行管理事務員
- 333 郵便事務員

中分類 34 販売・営業事務従事者

- 341 販売・営業事務員

349 その他の販売・営業事務従事者

中分類 35 医療・介護事務従事者

351 医療事務員

352 介護事務員

中分類 36 外勤事務従事者

361 集金人

362 調査員

363 メーター検針員

中分類 37 その他の事務従事者

371 一般事務員

379 他に分類されない事務従事者

大分類 G－販売・営業従事者

中分類 38 商品販売従事者

小分類

番号

- 381 小売店主・店長
- 382 卸売店主・店長
- 383 販売店員
- 384 レジスター従事者
- 385 商品訪問・移動販売従事者

中分類 39 仲介・代理・貸付等従事者

- 391 有価証券売買・仲立人、金融仲立人
- 392 保険代理・仲立人（ブローカー）
- 393 不動産仲介・売買人
- 394 金銭・不動産貸付人
- 395 仕入員（バイヤー）
- 399 その他の仲介・代理・貸付等従事者

中分類 40 営業従事者

- 401 飲食料品営業従事者
- 402 化学品営業従事者
- 403 医薬品営業従事者
- 404 機械器具営業従事者（通信機械器具を除く）
- 405 通信・システム営業従事者
- 406 金融・保険営業従事者
- 407 不動産営業従事者
- 409 その他の営業従事者

大分類 Hーサービス従事者

中分類 41 家庭生活支援サービス従事者

小分類

番 号

411 家事サービス従事者

419 その他の家庭生活支援サービス従事者

中分類 42 介護サービス従事者

421 施設介護従事者

422 訪問介護従事者

中分類 43 保健医療サービス従事者

431 看護・助産助手

432 歯科助手

439 その他の保健医療サービス従事者

中分類 44 教育・保育補助従事者

441 学童保育支援員

442 外国語指導助手

449 その他の教育・保育補助従事者

中分類 45 生活衛生サービス従事者

451 理容師

452 美容師

453 エステティシャン

454 ネイリスト

455 浴場従事者

456 クリーニング従事者

459 その他の生活衛生サービス従事者

中分類 46 飲食物調理従事者

461 調理人

462 調理補助者

463 バーターテンダー

中分類 47 接客・給仕従事者

- 471 飲食店主・店長
- 472 旅館主・支配人
- 473 飲食物給仕従事者
- 474 旅館・ホテル接客従事者
- 475 客室乗務員
- 476 接客社交従事者
- 477 芸者、ダンサー
- 478 娯楽場等接客員

中分類 48 居住施設・ビル等管理人

- 481 マンション・アパート管理人
- 482 寄宿舍・寮管理人
- 483 ビル管理人
- 484 駐車場管理人

中分類 49 その他のサービス従事者

- 491 旅行・観光案内人
- 492 物品賃貸人
- 493 広告宣伝員
- 494 葬儀師、火葬作業員
- 495 動物世話従事者
- 496 相談・助言サービス従事者
- 499 他に分類されないサービス従事者

大分類 I ー保安従事者

中分類 50 自衛官

小分類

番 号

501 陸上自衛官

502 海上自衛官

503 航空宇宙自衛官

504 防衛大学校・防衛医科大学校学生

中分類 51 司法警察職員

511 警察官

512 海上保安官

519 その他の司法警察職員

中分類 52 その他の保安従事者

521 刑務官

522 消防員

523 警備員

529 他に分類されない保安従事者

大分類 J－農林漁業従事者

中分類 53 農業従事者

小分類

番 号

- 531 農耕従事者
- 532 養畜従事者
- 533 植木職、造園師
- 539 その他の農業従事者

中分類 54 林業従事者

- 541 育林従事者
- 542 伐木・造材・集材従事者
- 549 その他の林業従事者

中分類 55 漁業従事者

- 551 漁労従事者
- 552 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）
- 553 海藻・貝採取従事者
- 554 水産養殖従事者
- 559 その他の漁業従事者

大分類 K－生産工程従事者

中分類 56 製品製造・加工処理従事者（金属製品）

小分類

番号

- 561 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者
- 562 鋳物製造・鍛造従事者
- 563 金属工作機械作業従事者
- 564 金属プレス従事者
- 565 鉄工・製缶従事者
- 566 板金従事者
- 567 金属彫刻・表面処理従事者
- 568 金属溶接・溶断従事者
- 569 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）

中分類 57 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）

- 571 化学製品製造従事者
- 572 窯業・土石製品製造従事者
- 573 食料品製造従事者
- 574 飲料・たばこ製造従事者
- 575 繊維・衣服・繊維製品製造従事者
- 576 木・紙製品製造従事者
- 577 印刷・製本従事者
- 578 ゴム・プラスチック製品製造従事者
- 579 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）

中分類 58 機械組立従事者

- 581 汎用・生産用・業務用機械器具組立従事者
- 582 電気機械器具組立従事者
- 583 自動車組立従事者
- 584 輸送機械組立従事者（自動車を除く）
- 585 計量計測機器・光学機械器具組立従事者

中分類 59 機械整備・修理従事者

- 591 汎用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者
- 592 電気機械器具整備・修理従事者

- 593 自動車整備・修理従事者
- 594 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）
- 595 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者

中分類 60 製品検査従事者（金属製品）

- 601 金属材料検査従事者
- 602 金属加工・溶接・溶断検査従事者

中分類 61 製品検査従事者（金属製品を除く）

- 611 化学製品検査従事者
- 612 窯業・土石製品検査従事者
- 613 食料品検査従事者
- 614 飲料・たばこ検査従事者
- 615 繊維・衣服・繊維製品検査従事者
- 616 木・紙製品検査従事者
- 617 印刷・製本検査従事者
- 618 ゴム・プラスチック製品検査従事者
- 619 その他の製品検査従事者（金属製品を除く）

中分類 62 機械検査従事者

- 621 汎用・生産用・業務用機械器具検査従事者
- 622 電気機械器具検査従事者
- 623 自動車検査従事者
- 624 輸送機械検査従事者（自動車を除く）
- 625 計量計測機器・光学機械器具検査従事者

中分類 63 その他の生産工程従事者

- 631 塗装・絵付従事者
- 632 写真現像・製図従事者
- 639 他に分類されない生産工程従事者

大分類 L－輸送・機械運転従事者

中分類 64 鉄道運転従事者

小分類

番 号

641 電車運転士

649 その他の鉄道運転従事者

中分類 65 自動車運転従事者

651 バス運転者

652 乗用自動車運転者

653 貨物自動車運転者

659 その他の自動車運転従事者

中分類 66 船舶・航空機運転従事者

661 船長（漁労船を除く）

662 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人

663 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）

664 航空機操縦士

中分類 67 その他の輸送従事者

671 車掌

672 鉄道輸送関連業務従事者

673 甲板員

674 船舶機関員

679 他に分類されない輸送従事者

中分類 68 定置・建設機械運転従事者

681 発電員、変電員

682 ボイラーオペレーター

683 クレーン・ウインチ運転従事者

684 建設・さく井機械運転従事者

689 その他の定置・建設機械運転従事者

大分類 M－建設・土木・採掘従事者

中分類 69 建設 軀 体工事従事者

小分類

番 号

691 型枠大工

692 とび 職、解体工

693 鉄筋作業従事者

中分類 70 建設従事者（建設 軀 体工事従事者を除く）

701 大工

702 ブロック積・タイル張従事者

703 屋根 葺 き従事者

704 左官

705 内装仕上・建具・ガラス工事従事者

706 配管従事者

709 その他の建設従事者（建設 軀 体工事従事者を除く）

中分類 71 電気工事従事者

711 電線架線・敷設従事者

712 電気通信設備工事従事者

719 その他の電気工事従事者

中分類 72 土木・採掘作業従事者

721 土木従事者

722 鉄道線路工事従事者

729 その他の土木・採掘作業従事者

大分類 N－運搬・清掃・包装等従事者

中分類 73 運搬従事者

小分類

番 号

- 731 郵便・電報配達員
- 732 船内・沿岸荷役従事者
- 733 陸上荷役・運搬従事者
- 734 倉庫作業従事者
- 735 配達員
- 736 荷造従事者

中分類 74 清掃従事者

- 741 ビル・建物清掃員
- 742 ハウスクリーニング職
- 743 道路・公園清掃員
- 744 ごみ・し尿処理従事者
- 745 産業廃棄物処理従事者
- 746 再生資源回収・リサイクル従事者
- 747 ペストコントロール従事者
- 749 その他の清掃従事者

中分類 75 包装従事者

- 751 包装従事者

中分類 76 その他の運搬・清掃・包装等従事者

- 761 ピッキング作業員
- 762 品出作業員
- 763 用務員
- 769 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者

大分類 O－分類不能の職業

中分類 99 分類不能の職業

小分類

番 号

999 分類不能の職業